

特定非営利活動法人芸術資源開発機構 定款

第1章総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人芸術資源開発機構と称する。

また英文名称については Non-Profit Organization Art Resources Development Association と定め、略称を ARDA(アルダ)とする

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、芸術は本来生活に根差したものであり、人と人を結び個々人が人間としての尊厳を持って心豊かに生きる基盤となるものであるという視点に立つ。このような視点から、既成の芸術の枠組みに必ずしもとらわれることなく、芸術と社会を結ぶさまざまな活動を展開しようとするものである。本法人は、各地域の人的、物質的、空間的、時間的資源を開発、育成し、それらを有機的に結ぶ活動を自ら行い、あるいは受託し、またそのような芸術活動を支援することを通して、芸術の社会的な定着と振興を図り、一人ひとりが自分らしく、心豊かに生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類及び事業に関する事項)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、芸術と社会を結ぶ次の事業を行う。

- (1) アーティストによるアートワークショップを企画運営する事業
- (2) 対話による美術鑑賞を普及する事業
- (3) 展覧会やアートプロジェクトを企画運営する事業
- (4) 上記に関する調査研究及び啓発事業
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章会員

(会員の種類)

第6条 本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員と

する。

(1)正会員:本法人の目的に賛同し、第5条の事業に協力しようとして入会した個人

(2)その他の会員:理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 本法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、第3条に定める本法人の目的に賛同し、前項の入会申込書を提出した者に対し、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 代表理事は、第2項の入会申込者の入会を承諾できない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

(退会)

第9条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなすことができる。

(1)死亡または失踪宣告を受けたとき

(2)会員が会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1)法令、本法人の定款に違反したとき

(2)本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第11条 本法人は、会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

第3章役員

(役員の種類および定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

(1)理事 5人以上15人以内

(2)監事 2人以上3人以内

2 理事のうち2名以内を代表理事、5人以内を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、それぞれ2人を限度として、正会員以外の者を理事または監事に選任することは妨げない。

2 代表理事および常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2 常務理事は、代表理事を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定に関わらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が集結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、正会員総数の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1)心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める

(アドバイザー)

第18条 本法人にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者または本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、本法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べる。
- 4 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種別)

第19条 本法人の会議は、総会、及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)事業計画及び予算の変更
- (4)事業報告及び決算
- (5)役員を選任または解任
- (6)その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合

(2) 理事会が必要と認め、招集の請求があった場合

(3) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(4) 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事が招集する場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(会議の招集)

第23条 総会および理事会は、前条第2項第4号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的およびその内容を示した招集通知を、書面または電磁的方法で、開会日の5日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的およびその内容を示した招集通知を、書面または電磁的方法で、開会日の5日前までに通知して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第2号、第3号または第3項第2号の請求があった場合は、代表理事は30日以内に会議を招集しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は代表理事とし、やむを得ない理由がある場合はその総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は代表理事とし、やむを得ない理由がある場合はその理事会に出席した理事の中から選出する。

(会議の運営方法)

第25条 総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に規則を定めることができる。

(定足数及び議決)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

2 総会における議決事項は、第23条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

5 理事会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

6 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会及び理事会における表決権等)

第27条 各正会員及び理事の表決権は平等なものとする。

2 正会員は、即時性と双方向性が保たれたオンラインの方法によって総会に表決することができる。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決することができる。また、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第1項、第2項、第3項及び次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 理事は、即時性と双方向性が保たれたオンラインの方法によって理事会に表決することができる。

5 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決することができる。また、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第4項、第5項、第6項及び次条第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ、電磁的方法もしくはオンラインの方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名及び押印あるいは署名しなければならない。

3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ、電磁的方法もしくはオンラインの方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第30条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の表決を経て代表理事が別に定める。

(事業年度)

第31条 本法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第32条 本法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度毎に代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該総会は、報告を受けた事業計画および予算の変更を議決できる。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および予算を変更しなければならない。

4 前項を除くもののほか、予算成立後にやむを得ない事由が生じた場合、事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。

5 理事会は、事業年度中に事業計画および予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第34条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を

経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に本法人の所轄庁に提出しなければならない。

3 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第35条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）した場合は、速やかに所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第36条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第37条 本法人は、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第38条 本法人が解散の際に有する残余財産は、正会員総数の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人及び公益社団法人または公益財団法人に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第39条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第7章 雑則

(事務局)

第40条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(実施細則)

第41条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。
- 2 本法人設立当初の役員は、第 12 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

役名	氏名	備考
理事	浅賀正二	
理事	大浦一志	
理事	太田好泰	
理事	小原由嗣	
理事	及部克人	副理事長
理事	加藤 淳	
理事	加藤種男	
理事	金子百合子	
理事	熊倉純子	
理事	児玉由里	
理事	杉田之宏	
理事	砂原久子	
理事	高田恵美子	理事長
理事	長田謙一	
理事	中村 誠	事務局長
理事	南平妙子	
理事	西村智弘	副理事長
理事	長谷川時夫	
理事	長谷部耕二	
理事	平松 洋	
理事	廣嶋早苗	事務局次長
理事	福田真理	
理事	牧 陽一	
理事	三井圭司	
理事	村上隆司	副理事長
理事	村上美奈子	
理事	森田 一	
理事	安井節子	
理事	山尾聖子	
監事	鳥山千尋	
監事	福田みき子	

- 3 本法人設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
 - 4 本法人の設立当初の事業年度は、第 29 条の規定にかかわらず、設立日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
 - 5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
 - 6 本法人の設立当初における正会員の年会費は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、1 万円とする。
- 附則 この定款は、2021年2月3日から施行する。